

○ドラム缶等による燃料の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等により被災地においてガソリン等の燃料が不足した場合に災害復興支援車両等への燃料補給を行うことを目的とし、危険物施設以外の場所での一時的な貯蔵やドラム缶から手動ポンプ等を用いて金属携行缶への詰め替えを行い、仮設の燃料供給拠点として利用するために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

島根県安来市〇〇町〇〇番地〇 〇〇工場東側空地（コンクリート舗装）

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 360 m²（15 m × 24 m）

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第4類第一石油類（ガソリン） 3,000 L

6 指定数量の倍数

15.0倍

7 貯蔵及び取扱方法

- (1) 200 Lの金属製容器（ドラム缶）で貯蔵する。
- (2) 保有空地を6 m確保する。
- (3) 貯蔵場所と詰替え場所に6 mの離隔をとる。
- (4) 高温になることを避けるため通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。また、取扱場所において、危険物が長時間炎天下にさらされないようにする。
- (5) 第5種消火設備10型ABC粉末消火器3本を設置する。
- (6) 標識、掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。

「危険物仮貯蔵・仮取扱所」「危険物の類・品名・数量（倍数）」「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) ドラム缶本体、給油に使用するドラムポンプのアースを確保する。
- (2) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
- (3) 危険物を取扱う者は、静電安全靴を着用する。
- (4) 危険物の流出、危険物取扱い作業中に余震等が発生した場合や、避難勧告が発令された場合は、状況に応じた応急措置を行うとともに、安全が確認できるまで給油等を行わない。

9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケードを立てて、空地を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

金属携行缶による給油は、この場所以外では行わない。

